

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

（人事課） 一

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税務課） 一

○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

（港湾課） 三二

訓 令 甲

○職員の子供休業等に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課） 三二

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

（税務課） 三四

教育委員会

○宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

三四

○高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

三七

人事委員会

○人事委員会規則八・七（職員の子供休業等に関する規則）の一部を改正する規則

五九

○人事委員会の権限（職員の子供休業等に関する規則）の一部を改正する告示

五九

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

○宮城県規則第六十一号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項第八号水中、「連帯保証人及び」を、「奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「県税に係る」を削り、同条第三項第一号中「法人県民税及び法人事業税」を「法人の県民税及び法人の事業税」に改める。

第十二条の九第一項中「第十六条」を「第十六条第一項、第五十五条の第二項、第五十五条の四

第二項」に改め、「第七十二条の三十八の第二項」の下に、「（同条第七項において準用する場合を含む。）第七十二条の三十九の第二項、第七十二条の三十九の第四第二項」を加え、「第六条の十第三項」を「第六条の十第四項」に改め、「第六条の十一第三項」の下に、「第九條の九の八第二項、第九條の九の九第二項」を、「第三十一条」の下に、「第三十二条の第三項、第三十二条の第三第三項」を加え、「及び第四十三条の十四第四項」を、「第四十三条の十四第四項及び第四十三条の十六第二

項」に改め、同条第二項中「第十六条第三項」の下に、「（法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の第二項、第七十二条の三十九の第二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十四条の十一第一項及び第四百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項（法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の第二項、第七十二条の三十九の第二第三項、第七十二条の三十九の四第三項及び第四百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「県税に係る」

第四第三項及び第四百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。」に改め、「県税に係る」

を削り、同条第三項第一号中「法人県民税及び法人事業税」を「法人の県民税及び法人の事業税」に改める。

第十二条の九第一項中「第十六条」を「第十六条第一項、第五十五条の第二項、第五十五条の四第二項」に改め、「第七十二条の三十八の第二項」の下に、「（同条第七項において準用する場合を含む。）第七十二条の三十九の第二項、第七十二条の三十九の第四第二項」を加え、「第六条の十第三項」の下に、「第九條の九の八第二項、第九條の九の九第二項」を、「第三十一条」の下に、「第三十二条の第三項、第三十二条の第三第三項」を加え、「及び第四十三条の十四第四項」を、「第四十三条の十四第四項及び第四十三条の十六第二

項」に改め、同条第二項中「第十六条第三項」の下に、「（法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の第二項、第七十二条の三十九の第二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十四条の十一第一項及び第四百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項（法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の第二項、第七十二条の三十九の第二第三項、第七十二条の三十九の四第三項及び第四百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「県税に係る」

を削り、「次の各号」に「を、次に」に改め、同条第一号中「小切手」の下に、「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第三項の規定により県の歳入の納付に使用することができる小切手を除く。)」を加える。

第十四条第一項中「特別徴収義務者又は納税者(申告納付すべき者を含む。以下この条において同じ。)」を「納税者又は特別徴収義務者」に改め、同条第二項中「の規定により」を「及び法第四百二十四条の二十第二項において準用する法第十六条第三項の規定により納税者又は」に改め、同条第三項中「規定により」の下に「納税者又は」を加える。

第三十一条第一項中「第三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「災害を受けた事業用資産」を「事業用資産若しくは住宅又は家財が災害による被害を受けた場所」に改め、同条第二項中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に、「市町村長」を「都道府県知事、市長及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長」に改める。

第三十四条第三項中「除く。)」の下に「並びに法附則第五十一条第一項及び第二項」を加える。

第三十六条の三中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第五十六条の四第一項中「自動車の修理を行った者の発行する証明書その他」を削る。

第七十三条第三号中「県税に係る」を削る。

附則に次の二項を加える。

6 減免条例附則第六項の規定に該当する場合において、減免条例附則第二十項に規定する減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

- 一 平成二十三年三月十一日の属する事業年度終了の日における貸借対照表
- 二 平成二十三年三月十一日以後に終了する各事業年度終了の日における損益計算書
- 三 その他県税事務所長が指示する書面

7 前項の規定は、減免条例附則第九項の規定に該当する場合における減免条例附則第二十項に規定する減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面について準用する。

別表様式第五十八号の項中「その二」を「その二」に改め、同表様式第六十号の二の項の次に次のように加える。

様式第六十号の三	法人県民税免除申請書	減免条例附則第十九項
様式第六十号の四	法人事業税減免申請書	減免条例附則第十九項
様式第六十号の五	法人県民税減免(免除)決定通知書	その二
		減免条例附則第十九項

別表様式第六十一号の項中「その二」を「その二」に、「減免条例第九条」を「減免条例附則第二十一項」に改め、同表様式第六十二号の項を次のように改める。

様式第六十二号 軽油引取税減免申請書
減免条例附則第二十一項

別表様式第六十八号の項中「国徴法第六十二条」を「国徴法第六十二条」に改め、同表様式第六十七号の項を次のように改める。

様式第六十七号 差押通知書
その一
その二
その三
国徴法第七十二条
国徴法第七十三条の二

別表様式第二百十七号の項中「国徴法規則第六条」を「国徴法令第二十六条」に改め、同表凡例中「国徴法規則」を「国徴法令」に、「国税徴収法施行規則」を「国税徴収法施行令」に改める。
様式第五十八号(その一)を次のように改める。

様式第58号(その1)

(表)

個人事業税減免申請書									
第 種 事 業	事 業 目	業	納 税 者 氏 名						
課税番号		課税年度		前年中の事業所得金額					
災害発生原因			災害発生年月日						
当 初 決 定									
課税標準額			円		税 額		(イ) 円		
減 免 申 請 税 額									
算 式	税額(イ)	$\left(\begin{array}{l} \text{前年中の事業所得の額が} \\ 500\text{万円以下} \quad : 10/10 \\ 500\text{万円超}750\text{万円以下} \quad : 1/2 \\ 750\text{万円超}1,000\text{万円以下} \quad : 1/4 \end{array} \right)$			減免	(ロ) 円	差引	(イ)-(ロ) 円	
	×				税額		税額		
損 害 額 明 細									
事業用建物 〔設備 含附属 〕	取 年 月 日	被 害 家 屋	同 左	損 害	同 左				
		総 床 面 積	価 格	面 積	積 積				
		m ² (ハ)	円	m ² (ニ)	円				
資 産	種 別	帳 簿 価 額	損 害 額	備 考					
	機 械	円	円						
	器 具								
	備 品								
	そ の 他								
計	(ホ)	(ヘ)							
た な 卸 資 産	種 別	た な 卸 価 額	損 害 額						
	商 品								
	原 材 料								
	製 品								
	半 製 品								
	消 耗 品								
計	(ト)	(フ)							
事業用資産総額		損 害 額 合 計		保険金等による補填金額		差 引 損 害 額			
(ハ)+(ホ)+(ト) 円		(リ) (ニ)+(ハ)+(フ) 円		(ヌ) 円		(リ)-(ヌ) 円			
所 得 税 申 告		有 ・ 無		青 色 申 告		有 ・ 無			
<p>上記のとおり、県税減免条例第3条第1項第1号の規定によつて事業税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮城県 所長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p>									

(裏)

記載上の注意

1 個人事業税の減免の適用を受ける場合

県税減免条例第3条第1項第1号の規定により震災、風水害、火災等の災害により、事業用資産について価額の2分の1以上の損害を受けた場合、個人の事業税が当該年度に限り減免されます。

2 災害の範囲

災害とは、震災、風水害、津波、火災、落雷、火薬類の爆発等をいいます。

3 事業用資産の範囲

事業用資産とは、事業の用に供する建物、同附属設備、構築物、船舶、車両、機械、器具、備品、運搬具、工具、商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品、消耗品及び副産物をいいます。

4 損害額の計算

損害額とは帳簿価額又は時価によるものとし、保険金又は損害賠償金を控除した後の額となります。また、固定資産の損害額については、固定資産税の評価額に準じます。

5 減免税額の算定

前年中の事業所得金額によって減免割合が変わります。500万円以下の場合は全額が、500万円を超え750万円以下の場合は2分の1の額、750万円を超え1,000万円以下の場合は4分の1の額がそれぞれ当初の税額から差し引かれます。

6 当該申請書に添付すべき書面

災害を受けた事業用資産の所在地の市町村長、警察署長又は消防署長の発行する証明書及び損害額等のわかる書面です。

7 当該申請書の提出期限

災害のやんだ日から60日以内です。

様式第五十八号(その二)中「様式第58号(その2)」を「様式第58号(その3)」とし、「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第3号」に改め、同様式を様式第五十八号(その三)とし、様式第五十八号(その二)の次に次の一様式を加える。

様式第58号(その2)

(表)

個人事業税減免申請書

第 種 事 業	事 業 目	業	納 税 者 名	
課 税 番 号		課 税 年 度		
災 害 発 生 原 因		災 害 発 生 年 月 日		
前 年 中 の 合 計 所 得 金		減 免 申 請 額		年度分個人事業税額 円
被 害 を 受 け た 住 宅 又 は 家 財 の 所 在 地				
被 害 を 受 け た 住 宅 又 は 家 財 の 所 有 者			納 税 者 と の 続 柄	
住 宅 又 は 家 財 の 総 額				
損 害 額 合 計				
保 険 金 等 に よ る 補 填 金 額				
差 引 損 害 額				
<p>上記のとおり、県税減免条例第3条第1項第2号の規定によつて事業税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>宮城県 所長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				

(裏)
記載上の注意

1 個人事業税の減免の適用を受ける場合

県税減免条例第3条第1項第2号の規定により震災、風水害、火災等の災害により、住宅又は家財について価額の2分の1以上の損害を受けた場合、個人の事業税が当該年度に限り減免されます。

2 災害の範囲

災害とは、震災、風水害、津波、火災、落雷、火薬類の爆発等をいいます。

3 損害額の計算

損害額とは帳簿価額又は時価によるものとし、保険金又は損害賠償金を控除した後の額となります。また、固定資産の損害額については、固定資産税の評価額に準じます。

4 減免税額の算定

納付すべき税額の全額になります。

5 当該申請書に添付すべき書面

災害を受けた住宅等の所在地の市町村長、警察署長又は消防署長の発行する証明書及び損害額等のわかる書面です。

6 当該申請書の提出期限

災害のやんだ日から60日以内です。

様式第六十号の二の次に次の四様式を加える。

様式第60号の3

法人県民税免除申請書

年 月 日

宮城県

所長 殿

課 税 番 号	
主たる事務所等の所在地	電話番号
法 人 名	
代 表 者 氏 名	㊤

県税減免条例附則第5項の規定により法人県民税の均等割を免除されるよう下記のとおり申請します。

記

1 免除申請に係る事業年度の均等割の状況

事業年度	年 月 日から	年 月 日まで
宮城県内に事務所等を有していた月数	月	円
事業年度末日現在における宮城県内の事務所等の所在地		
事務所等の名称	所在地	

2 平成23年3月11日現在の宮城県内の事務所等の所在地

事務所等の名称	所在地

【記入上の注意事項等】

- (1) 「宮城県内の事務所等の所在地」欄は、宮城県内に所在する全ての事務所等を記入してください。記入欄が不足する場合は、適宜別様で一覧表を作成し申請書に添付してください。
- (2) 「事務所等の名称」欄は、支店、営業所、工場、寮等の名称を記入してください。
- (3) 「所在地」欄は、地番まで記入してください。
- (4) 「平成23年3月11日現在の宮城県内の事務所等の所在地」欄は、平成23年3月11日が属する事業年度後の事業年度の申請も、平成23年3月11日の属する事業年度と同じ内容になります。
- (5) 事務所等の所在地が確認できない場合は、事務所等の所在地が確認できる書面の添付を求め場合があります。

様式第60号の4

(表)
法人県民税 減免申請書
法人事業税

年 月 日

宮城県 所長 殿

課税番号	
主たる事務所等の所在地	電話番号
法人名	
代表者氏名	㊦

県税減免条例附則第6項又は附則第9項の規定により法人県民税の法人税割又は法人事業税を減免されるよう下記のとおり申請します。

事業年度	年 月 日から	年 月 日まで		
税目等	課税標準額 ①	税額 ②	控除額 ③	納付すべき税額 (②-③)④
法人県民税 (法人税割)	円	円		円(イ)
法人事業税		円	円	円(ロ)
減免申請額	法人県民税 (法人税割)	(イ) × 10/100 =		円(ハ)
	法人事業税	(ロ) × 10/100 =		円(ニ)
差引 税額	法人県民税 (法人税割)	(イ) - (ハ) =		円
	法人事業税	(ロ) - (ニ) =		円

東日本大震災により生じた損失の額

損失の種類	特別損失				繰延資産 ⑨	合計 (⑧+⑨) ⑩
	棚卸資産 に係るもの ⑤	固定資産 に係るもの ⑥	その他特別 損失に係る もの⑦	小計 (⑤+⑥+⑦) ⑧		
資産の滅失等により生じた 損失の額	(1)					
被害資産の原状回復のため の費用の額	(2)					
その他震災に関連する費用 の額	(3)					
震災により生じた損失の額 の合計((1)+(2)+(3))	(4)					
(4)に補填された保険金又は 損害賠償金等の額	(5)					
差引震災により生じた損失 の額((4)-(5))	(6)					

本事業年度前の(6)⑩の額の合計

(7)

東日本大震災により受けた損失の額((6)⑩+(7)⑩)

(8)

平成23年3月11日の属する事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額等

資本金の額又は出資金の額 (300万円以上の法人に限る。)	(9)			
(9)以外の法人 ((9)の法人は記入不要)	貸借対照表の 総資産の帳簿価格	(10)	貸借対照表の 総負債の帳簿価格	(11)
	当該事業年度に 係る利益の額	(12)	当該事業年度に 係る欠損金の額	(13)
	合計 (10)-(11)-(12)+(13)		(14)	
資本金の額又は出資金の額等の1/2の額 ((9)又は(14)) × 1/2 (円未満切り捨て)	(15)			

(裏)

記載上の注意

- 1 法人県民税（法人税割）及び法人事業税に係る「課税標準額①」欄、「税額②」欄、「控除額③」欄、「納付すべき税額④」欄は、宮城県に係る額を記入してください。
- 2 「課税標準額①」欄及び「税額②」欄は、地方税法施行規則第6号様式（以下「申告書」という。）の次の欄に対応する額を記入してください。

税 目 等	課税標準額①	税額②
法人県民税（法人税割）	申告書の⑥又は⑦	申告書の⑬＋⑭
法人事業税		申告書の⑳＋㉑

- 3 「控除額③」欄は、法人事業税に係る原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例第2条の規定による不均一課税により減額される額又はその他条例の規定により課税免除された額を記入してください。
- 4 「減免申請額」の計算において百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げてください。
- 5 平成23年3月11日が属する事業年度（以下「震災事業年度」という。）の単年度では減免要件を満たしていたが、次の場合等において減免要件を満たさなくなつた場合には、前事業年度の減免決定を取り消すこととなります。
 - (1) 震災により生じた費用に補填される保険金又は損害賠償金等がある場合において、震災事業年度で計上しなかつたが、震災事業年度後に計上した場合
 - (2) 震災事業年度において見積額で計上していた損失額が、震災事業年度後の損失額の確定により、損失額が減額になつた場合
- 6 ⑤～⑦については、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失のうち震災により受けた損失の金額を記入してください。（震災の損失に関する特別利益の金額が生じる場合等は、基本的にその金額は損失額から控除します。）
- 7 「その他特別損失に係るもの⑦」欄は、震災による操業・営業休止に伴う不稼働損、取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）等を特別損失として計上した金額を記載してください。
- 8 「繰延資産⑨」欄には、震災により受けた損失を繰延経理により繰延資産として貸借対照表に計上しているときは、その金額を記載してください。
- 9 「(4)に補填された保険金又は損害賠償金等の額」欄は、震災による損失に係る保険金、損害賠償金、補助金（家屋の解体・撤去に係る補助金等）等を記入してください。なお、当該額が損益計算書で特別利益等として計上されている場合も、震災により生じた損失によるものは記入します。
- 10 「資本金の額又は出資金の額（9）」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度の申告書の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄の額を記入してください。ただし、次の法人については、(10)～(14)欄に記入してください。
 - (1) 資本金の額又は出資金の額が300万円未満のもの
 - (2) 資本又は出資を有しないもの
 - (3) 県税条例第22条第2項において法人とみなされるもの
- 11 「(10)～(14)」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度末日における貸借対照表に計上されている額を記入してください。
- 12 「(12)～(13)」欄については、税引前の額を記入してください。
- 13 震災事業年度後に次により震災による損失額が変更される場合は、(1)～(6)欄は必ず記入して下さい。なお、変更がない場合においても、(7)～(15)欄は必ず記入してください。
 - (1) 前事業年度までに計上されていなかつた震災による特別損失、特別利益、繰延資産が生じた場合
 - (2) 前事業年度までに計上した震災による見積もつた損失額が確定した場合
 - (3) その他前事業年度までの震災による損失額を変更した場合
- 14 「(7)」欄には、前事業年度までの(6)⑩の額の合計を記入してください。
- 15 添付書類
 - (1) 損益計算書
 - (2) 損益計算書で震災による特別損失又は特別利益の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 貸借対照表で震災による繰延資産の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - (5) その他必要と認める書類

様式第60号の5(その1)

法人県民税 減免決定通知書
 法人事業税

第 号
 年 月 日

(所在地)

(法人の名称 代表者職氏名) 殿

宮城県

所長 印

年 月 日付けで申請のあつた法人県民税又は法人事業税の減免(免除)について、下記のとおり決定したので通知します。

決 定	減免(免除)する	減免(免除)しない
決 定 事 由	県税減免条例附則 第5項 第6項 第9項 に該当する。 該当しない。	
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで	
法人県民税 (均等割)	税 額	円
	免 除 額	円
	免 除 後 の 額	円
法人県民税 (法人税割)	税 額	円
	減 免 額	円
	減 免 後 の 額	円
法人事業税	税 額	円
	減 免 額	円
	減 免 後 の 額	円
備 考		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第60号の5(その2)

法人県民税 減免決定通知書
法人事業税

第 号
年 月 日

(所在地)

(法人の名称 代表者職氏名) 殿

宮城県

所長 印

年 月 日付けで決定した法人県民税又は法人事業税の減免(免除)について、下記のとおり決定したので通知します。

決定内容	減免(免除)額の変更		減免(免除)の取消し
決定事由			
事業年度	年 月 日から		年 月 日まで
法人県民税 (均等割)	既 免 除 額		円
	決定後の免除額		円
	差 引 増 減 額		円
法人県民税 (法人税割)	既 減 免 額		円
	決定後の減免額		円
	差 引 増 減 額		円
法人事業税	既 減 免 額		円
	決定後の減免額		円
	差 引 増 減 額		円
備 考			

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第六十一号(その二)中「第5条」の下に、「別添16画」を加え、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第61号(その3)

不 動 産 取 得 税 減 免 申 請 書

被災した 不動産	土地の 所在地		地番		地目		地積	m ² (イ)
	家屋の 所在地	家屋 番号	種類		構造		床面積	m ² (ロ)
	滅失又は 損壊 年月日							
	被災状況							

代替取得 した 不動産	土地の 所在地		地番		地目		地積	m ² (ハ)
	家屋の 所在地	家屋 番号	種類		構造		床面積	m ² (ニ)
	取得 年月日							

土地	年度	課税 番号	課 税 標準額	円(ホ)	税 額	円
----	----	----------	------------	------	-----	---

家屋	年度	課税 番号	課 税 標準額	円(ヘ)	税 額	円
----	----	----------	------------	------	-----	---

減免申請額	土地	$\left\{ (ホ) \times \frac{(イ)}{(ハ)} \right\} \times \text{税率} \left[\frac{\quad}{100} \right] =$	円
	家屋	$\left\{ (ヘ) \times \frac{(ロ)}{(ニ)} \right\} \times \text{税率} \left[\frac{\quad}{100} \right] =$	円

上記のとおり県税減免条例第4条又は附則第13項の規定によつて不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県

所長 殿

申請者 住 所
氏 名 (名称)
電話番号



様式第百十一号を次のように改める。

様式第112号

軽油引取税減免申請書

宮城県

所長 殿

申請者 住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____ 印

電話番号 _____

県税減免条例附則第18項の規定により、軽油引取税の減免を受けたいので下記のとおり申請します。

減免を受けようとする理由		東日本大震災により所有する軽油を亡失したもの
1	亡失した場所	
	亡失の状況	流出 ・ 販売不能 ・ その他 ()
	亡失した数量	リットル
	亡失した軽油に係る税額	円
2	亡失した場所	
	亡失の状況	流出 ・ 販売不能 ・ その他 ()
	亡失した数量	リットル
	亡失した軽油に係る税額	円
3	亡失した場所	
	亡失の状況	流出 ・ 販売不能 ・ その他 ()
	亡失した数量	リットル
	亡失した軽油に係る税額	円
亡失数量合計		
減免申請税額		
備 考		

(裏)

記載上の注意

1 軽油引取税の減免の適用を受ける場合

県税減免条例附則第18項の規定により、東日本大震災の被害を受け、特別徴収義務者が保有する未課税軽油を亡失等した場合に、申告納付すべき軽油引取税が減免されます。

2 亡失の範囲

この場合の亡失とは、東日本大震災によつてタンク等（タンクローリー車を含む。）から軽油が流出し回収不能となつた場合、津波等によりタンク内に汚水が混入し、販売不能となつたために廃棄した場合等をいいます。

3 亡失した場所の記載

複数のタンク等から軽油を亡失した場合は、所在地ごとに分けて記入してください。タンクローリー車からの亡失の場合には、被災場所と当該車両の登録番号を併記してください。

4 亡失した軽油に係る税額の記載

亡失した数量×32.1円で算出し、記載してください。

5 当該申請書に添付すべき書面等

り災証明書又は被災証明書などの、被害状況のわかる書面及び帳簿、納品書等の亡失数量ができる限り把握できる書面を添付してください。

6 当該申請書の提出期限

災害がやんだ日から60日以内です。

様式第百五十三号(その二)及び様式第百五十三号(その三)を次のように改める。

様式第153号(その2)

(債権・電子記録債権用)

差 押 調 書									
年 月 日									
(所 属) 宮城県徴税吏員 氏 名 ㊟									
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。									
滞 納 者 (債 権 者)		住(居)所							
		氏 名							
滞 納 金 額	年度	税目	課税 番号	納期限	税額	延滞金額	() 加算金額	滞納処分費	備考
					円	法律によ る金額 円	円	法律による 金額 円	
						〃		〃	
						〃		〃	
差 押 財 産	債 務 者		住 (居) 所			氏 名			
履 行 期 限									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 時 分() 氏名 ㊟									
債権差押通知書(電子債権記録機関あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									

様式第153号(その3)

差 押 調 書 (謄 本)

年 月 日

(所 属)
宮城県徴税吏員 氏 名 ㊟

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。
なお、この差押後は債権の取立又はその他の処分をしても、その取立又は処分は無効
です。

(債権・電子記録債権用)

滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度	税目	課税 番号	納期限	税 額	延滞金額	() 加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
					円	法律によ る金額 円	円	法律によ る金額 円	
						〃		〃	
						〃		〃	
差 押 財 産	債 務 者	住(居)所					氏 名		
履 行 期 限									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									
債権差押通知書(電子債権記録機関あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
 - この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (証書等を取り上げたものについては、差押え及び取り上げについての教示を要する。)

様式第百五十三号(その四)中、「不動産・電話加入権用」を、「不動産・第三債務者等がない無体財産権等用」に改め、「電話加入権用」に使用する場合にはのみ教示する。」を削る。

様式第百五十三号(その五)を次のように改める。

様式第153号(その5)

差 押 調 書

年 月 日

(所 属)

宮城県徴税吏員 氏 名 ㊟

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。

(第三債務者等のある無体財産権等・電話加入権・振替社債等用)

滞納者	住(居)所								
	氏 名								
滞納金額	年度	税目	課税番号	納期限	税 額	延滞金額	() 加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
					円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
						〃		〃	
						〃		〃	
差押財産									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。									
年 月 日() 氏名 ㊟									
差押通知書(第三債務者等あて)を受領しました。									
年 月 日() 氏名 ㊟									
差押通知書(発行者あて)を受領しました。									
年 月 日() 氏名 ㊟									
差押通知書(振替機関あて)を受領しました。									
年 月 日() 氏名 ㊟									

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第百五十八号を次のように改める。

様式第158号(その1)

債権差押通知書

(債権・電子記録債権用)

第三債務者
住(居)所
氏 名

第 年 月 日

宮城県 宮城県 徴税吏員 所長 印

下記のとおり滞納金額を徴収するため債権を差し押さえますから、履行期限までに当所あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払いは無効です。

滞 納 者 (債 権 者)	住(居)所	
	氏 名	

滞 納 金 額	年度	税目	課税 番号	納期限	税 額	延滞金額	() 加算金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	法律によ る金額 円	円	法律によ る金額 円	
							〃	〃	〃	
							〃	〃	〃	

差 押 債 権	債 務 者	住(居)所		氏 名	

履 行 期 限

差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 印
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 印
債権差押通知書(電子債権記録機関あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 印

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第158号(その2)

債権差押通知書												
電子債権記録機関 住 所 氏名又は名称							様	(所 属) 宮城県徴税吏員 氏 名 ㊟		第 年 月 日	号	(電子記録債権用)
下記の滞納金額を徴収するため、下記の電子記録債権を差し押えます。 この通知を受けた後に、差押電子記録債権の電子記録をしても、その電子記録は無効です。												
滞納者	住 (居) 所											
	氏名又は名称											
滞納金額	年度	税目	課 税 番 号	納期限	税 額	延滞金額	() 加算金額	滞 納 処 分 費	備 考			
					円	法律による金額 円	円	法律による金額 円				
						〃		〃				
						〃		〃				
差押電子記録債権	債務者	住 (居) 所					氏名又は名称					
	(種類及び額)											
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟												
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟												
債権差押通知書(電子債権記録機関あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟												

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第百七十号を次のように改める。

様式第170号(その1)

差 押 通 知 書

年 月 日

第三債務者等

住 所
氏 名 様

(所 属)
宮城県徴税吏員 氏 名 印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。

(第三債務者等のある無体財産権・電話加入権用)

滞 納 者	住 (居) 所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度	税目	課 税 番 号	納期限	税額	延滞金額	() 加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
					円	法律によ る金額 円	円	法律によ る金額 円	
						〃		〃	
						〃		〃	
差 押 財 産									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 () 氏名 印									
差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 () 氏名 印									

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第170号(その2)

差押通知書									
発行者 住 所 氏名又は名称								第 年 月 日 号	(振替社債等用)
様 (所 属) 宮城県徴税吏員 氏 名 ㊟									
下記の滞納金額を徴収するため、下記の振替社債等を差し押えます。 差押振替社債等について金銭の支払等をする場合には、当所に対して履行してください。 なお、この通知を受けた後は、滞納者(債権者)に履行しても、その履行は無効です。									
滞納者(債権者)	住(居)所								
	氏名又は名称								
滞納金額	年度	税目	課税番号	納期限	税額	延滞金額	() 加算金額	滞処分費	備考
					円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
						〃		〃	
						〃		〃	
差押振替社債等	債務者	住(居)所					氏名又は名称		
	(種類及び額又は数)								
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									
差押通知書(発行者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									
差押通知書(振替機関あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟									

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第170号(その3)

差押通知書										
振替機関等 住 所 氏名又は名称				第 年 月 日 様 (所 属) 宮城県徴税吏員 氏 名 ㊟					(振替社債等用)	
下記の滞納金額を徴収するため、下記の振替社債等を差し押えます。 この通知を受けた後に、差押振替社債等の振替又は抹消をしても、その振替又は抹消は無効です。										
滞納者(債権者)	住 (居) 所									
	氏名又は名称									
滞納金額	年度	税目	課税番号	納期限	税額	延滞金額	() 加算金額	滞処分費	備考	
					円	法律による金額 円	円	法律による金額 円		
						〃		〃		
						〃		〃		
						〃		〃		
差押振替社債等	債務者	住 (居) 所			氏名又は名称					
	(種類及び額又は数)									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟										
差押通知書(発行者あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟										
差押通知書(振替機関あて)を受領しました。 年 月 日() 氏名 ㊟										

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮城県条例施行規則（以下「新規則」という。）第三十一条及び第五十六条の四第一項の規定は平成二十三年三月十一日から、新規則第三十四条第三項の規定は同年四月二十七日から適用する。

(経過措置)

2 県税減免条例の一部を改正する条例（平成二十三年宮城県条例第九十一号。以下「改正条例」という。）（附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる個人の事業税の減免については、なお従前の例による。）

3 改正条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の減免については、なお従前の例による。

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則（昭和三十八年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「重要港湾」を「国際拠点港湾及び重要港湾」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十号

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の育児休業等に関する規程（平成四年宮城県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「育児休業を」を「条例第三条第七号に掲げる事情がある場合に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を」に改め、「一月」の下に、「（条例第一条の二第三号に掲げる場合にあつては、二週間）」を加える。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

請求年月日		年	月	日					
知 事		殿							
(所属長経由印)									
		所 属							
		職 名							
		氏 名 ㊟							
地方公務員の育児休業等に関する法律		第2条第1項の規定に基づき、 第3条第1項 育児休業の承認を請求します。 育児休業期間の延長							
請求に係る子	氏 名								
	生年月日	年	月	日生					
	続 柄								
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)								
請求期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	
既に育児休業をした期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	
配 偶 者	氏 名								
	育児休業の期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
備 考									
(任命権者記入欄)									
受理年月日	年	月	日						<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日						としてよろしいか伺います。
決 裁 欄	知 事	副知事	総務部長	総務部次長	人事課長	課長補佐	班 長	班 員	職 氏 名 ㊟

(裏面)

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）又はその写しを添付すること（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業期間の延長に係る請求の場合を除く。）。
- 2 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においてはその氏名、生年月日及び請求者との続柄、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間を記入すること。
- 7 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十三年六月二十七日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十一号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。
 第十六条の二中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。
 第十七条中「第十条」の下に「（同条例附則第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、

「前条」を「前二条」に改める。

車 動 車 税	車 動 車 取 得 税	軽 油 引 取 税
釵 区 税	釵 区 税	

車 動 車 取 得 税	車 動 車 税	釵 区 税
軽 油 引 取 税	釵 区 税	

様式第三十五号中

法 法 に よ る 税	法 法 に よ る 税
料 理 消 費 税	料 理 消 費 税
飲 食 税	飲 食 税
特 別 地 方 消 費 税	特 別 地 方 消 費 税
計	計

法 法 に よ る 税	法 法 に よ る 税
計	計

総 合 計	現 年						
	前 年						
計							

教育委員会

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十三年六月二十七日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成四年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「添えて」の下に、「、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（条例第二条の二第三号に掲げる場合にあつては、二週間）」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第四条中「及び第三項」を、「、第三項及び第四項本文」に改める。
 第五条第二項、第八条第三項、第十条、第十三条第三項中「第四項」を「第四項本文」に改める。
 様式第一号を次のように改める。

総 合 計	現 年						
	前 年						
計							
地 方 法 人 特 別 税							

様式第1号(第3条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

請求年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿
 (所属長経由印)
 請求者 所 属 _____ (所属コード _____)
 職 名 _____
 氏 名 _____ 印 (職員番号 _____)

第2条第1項 育児休業の承認
 地方公務員の育児休業等に関する法律 第3条第1項 の規定に基づき、 育児休業期間の延長
 を請求します。

請 求 に 係 る 子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日 生

請求の内容

育児休業の承認 育児休業期間の延長
 再度の育児休業の承認 再度の育児休業期間の延長
 (再度の育児休業, 再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育
 児休業が必要な事情を記入)

請求期間 年 月 日から 年 月 日まで

既に育児休業をした期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

配 偶 者

氏 名 _____

育児休業の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

備 考

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄		職 氏 名 印

(裏面)

- ① この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- ⑥ 備考欄には、（ア）請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑦ 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第九号

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「連帯保証人」を「奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「連帯保証人又は保証人」を「奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」に、「連帯保証人等変更願」を「保証人変更願」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十二條第一項第七号中「連帯保証人又は保証人」を「奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」に、同条第三項中「連帯保証人」を「奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」に改める。

様式第一号の一から様式第二号までを次のように改める。

様式第1号の1(第9条関係)

(予 約)

奨学資金貸付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けたいので、高等学校等育英奨学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

学 校 名	立	学 校	分 校	課 程 ・ 部					
フリガナ									
本人氏名	印	住 所	(〒) 電話番号() -						
			生年月日 年 月 日生						
※ 男 ・ 女									
フリガナ									
保 証 人 <small>(保護者等 ・自署押印)</small>	印	住 所	(〒) 電話番号() -						
			生年月日 年 月 日生						
(続柄:本人の)			職 業						
			年 収 (税込み)	円					
家 族 構 成	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年 齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円	審査所得金額 (税込み) 万円		
		父					①		
		母						②	
								③	
								④	
								⑤	
	[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額						⑦		
就 学 者	続柄	氏 名	※設置者	※在学学校	※通学別		控除額 万円		
	◎ 本人		/	/	/	⑧			
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・ 短大・大学()	自宅・自宅外	⑨			
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・ 短大・大学()	自宅・自宅外	⑩			
		国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・ 短大・大学()	自宅・自宅外	⑪				
特 別 控 除	ア 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等) (一律 万円)					⑫			
	イ 障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等) (1人につき 万円)					⑬			
	ウ 主たる家計支持者が別居している世帯(別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費) (万円限度)					⑭			
	エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)					⑮			
	オ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までに被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)					⑯			
	[⑧～⑯の計] 控除額合計						⑰		
学 校 認 定 欄	[⑦-⑰] 認定所得金額					⑱			
	認定世帯人員 _____人					基準金額	⑲		
県認定欄	認定世帯人員 _____人					認定所得金額			

(裏面)

進学希望	希望する学校を○で囲むこと。			
	<div style="text-align: center;"> 高等学校 ・ 専修学校(高等課程) </div>			
家庭事情	奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することなどを記入すること。			
			
			
			
			
			
学習に対する意欲	進学後に取り組んでみたいこと、将来の展望などを記入すること。			
			
			
			
			
			
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。				
親権者等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

生徒本人は本校に在学していることを証明します。			
年 月 日			
学 校 名			<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; margin: auto;"> 印 </div>
学校長氏名			
担当者氏名	問合せ先電話番号		() -

様式第1号の2(第9条関係)

(在学・家計急変)

奨学資金貸付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けたいので、高等学校等育英奨学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

学校名 立 高等学校 分校 専攻科 専修学校(高等課程) 全日制 定時制 通信制 (単位制) () 年4月第1学年入学
科 学科 年 組

フリガナ			印	住 所	(〒) 電話番号() -				
本人氏名	※ 男・女				生年月日 年 月 日生				
フリガナ			印	住 所	(〒) 電話番号() -	職 業			
保証人 (保護者等 ・自署押印)	(続柄:本人の)				生年月日 年 月 日生	年 収 (税込み)	円		
家 族 構 成	就 学 者 を 除 く 家 族	父	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円	審査所得金額 (税込み) 万円	
		母						①	
									②
									③
									④
									⑤
								⑥	
							⑦		
就 学 者	◎ 本人	続柄	氏 名	※設置者	※在学学校	※通学別		控除額 万円	
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外		⑧	
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外		⑨	
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外		⑩	
特 別 控 除	ア	母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等) (一律 万円)						⑫	
	イ	障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等) (1人につき 万円)						⑬	
	ウ	主たる家計支持者が別居している世帯(別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費) (万円限度)						⑭	
	エ	長期に療養を必要とする人のいる世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)						⑮	
	オ	火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までには被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)						⑯	
								⑰	
学校認定欄							⑱		
県認定欄							⑲		

〔⑦-⑱〕 認定所得金額

認定世帯人員 _____人

基準金額

認定世帯人員 _____人

認定所得金額

(裏面)

家 庭 事 情	奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することなどを記入すること。			
(家計急変による貸付けを受けようとする者のみ記入すること。)				
1 家計急変の事由				
※ ア 家計支持者等が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 家計支持者等が死亡又は離別				
ウ 家計支持者等が破産 エ 病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少				
オ 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少				
2 事由が生じた年月日 年 月 日				
学 習 に 対 す る 意 欲	学校で取り組んでみたいこと、将来の展望などを記入すること。			
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。				
親 権 者 等	氏 名	印	本人との続柄	本人の()
	住 所	(〒)		

<p>生徒本人は本校に在学し (自宅通学者 ・ 自宅外通学者) であることを証明します。</p> <p style="text-align:center;">年 月 日</p> <p style="text-align:center;">学 校 名</p> <p style="text-align:center;">学校長氏名</p> <div style="text-align:right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div> </div>			
担当者氏名		問合せ先電話番号	() -

様式第2号(第10条関係)

保 証 人 変 更 願

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり、保証人の変更を承認してください。

奨学生番号

本 人	学校名	立		高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏名	カナ 漢 字	印	(〒) 電話番号() -			
新 証 人	氏名	カナ 漢 字	印	(〒) 電話番号() -			
	生年月日	年 月 日	本人との続柄	本人の()			
	本籍			職 業		年 収 (税込み)	円
	保証人の変更が承認された場合には、貸付けを受けた高等学校等育英奨学資金について、本人と連帯して奨学資金の償還の債務を負担します。						
旧	氏名	印	住 所	(〒)			
変 更 の 理 由							
変 更 年 月 日		年 月 日					
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 新たな保証人の住民票の写し 1通 <input type="checkbox"/> 新たな保証人の収入を証する書類 1通					
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。							
親 権 者 等	氏名	印	本人との続柄	本人の()			
	住 所	(〒)					

様式第五号の一及び様式第五号の二を次のように改める。

様式第5号の1 (第11条関係)

誓 約 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

私並びに保証人は、私が高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けるに当たり、以下に記載の貸付条件に同意の上、高等学校等育英奨学資金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、償還することを約束し、誓約書を提出します。

貸付月額 円 ただし、貸付期間中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸付の始期 年 月分から

貸付の終期 在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとします。
ただし、それ以前に貸付けを停止された場合は、その期日までとします。

貸付金額 奨学資金貸付終了の時期に貸付金額の総額が確定します。 奨学生番号(記入不要)

本	学 校 名	立			高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏 名	カナ			住 所	(〒) 電話番号() -		
		漢 字	印					
生 年 月 日		年 月 日						
人	性 別	男 ・ 女		本 籍				
保 証 人	氏 名	カナ			住 所	(〒) 電話番号() -		
		漢 字	印					
	生 年 月 日		年 月 日		本人との続柄	本人の()		
人	本 籍					職 業		
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。								
親 権 者 等	氏 名	印		本人との続柄	本人の()			
	住 所	(〒)						

様式第5号の2(第12条関係)

貸付内定番号	
--------	--

進 学 届 兼 誓 約 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

私は、高等学校等育英奨学資金の貸付けを予定する旨の決定を受けておりますが、この度以下のおり進学しましたので、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則第12条第2項の規定により進学届を提出します。

奨学生番号(記入不要)

進 学 学 校 名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	1 年 組
--------------	---	-------------------------	----------------------------	----------	-------

本 人	氏 名	カナ	漢 字	印	住 所	(〒) 電話番号() -
	生 年 月 日	年 月 日				
	性 別	男・女	本 籍			

宮城県教育委員会 殿

私並びに保証人は、私が高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けるに当たり、以下に記載の貸付条件に同意の上、高等学校等育英奨学資金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、償還することを約束し、誓約書を提出します。

貸 付 月 額 円 ただし、貸付期間中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸付の始期 年 月分から

貸付の終期 在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとします。ただし、それ以前に貸付けを停止された場合は、その期日までとします。

貸 付 金 額 奨学資金貸付終了の時期に貸付金額の総額が確定します。

保 証 人	氏 名	カナ	漢 字	印	住 所	(〒) 電話番号() -
	生 年 月 日	年 月 日	本人との続柄	本人の()		
	本 籍		職 業			

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏 名		印	本人との続柄	本人の()
	住 所	(〒)			

様式第八号を次のように改める。

様式第8号(第15条関係)

貸付継続申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

私は、高等学校等育英奨学資金貸付条例第8条第4号の規定により奨学資金の貸付けの休止に該当しますが、以下の理由により、同施行規則第15条第1項の適用を受けたいので申請します。

同一の学年を重ねて履修する学年

学年

同一の学年を重ねて履修する期間

年

月から

年

月まで

卒業見込年月

年

月見込み

奨学資金の貸付けが休止されることにより修学に著しい支障が生じる理由(具体的に)

奨学生番号

本 人	学 校 名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏 名	カナ	住 所	(〒)	電話番号()	-
保 証 人	氏 名	印				

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏 名	印	本人との続柄	本人の()
	住 所	(〒)		

学 校 長 意 見	奨学資金の貸付けを休止しないことについては (適 当 ・ 不 適 当) と認めます。			
	年 月 日			
	上記のとおり相違ありません。			
	学 校 名			
	学 校 長 名			印

様式第十号から様式第十六号の二までを次のように改める。

様式第10号(第17条関係)

借 用 証 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

奨学生番号

本 人	学校名	立		高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏名	カナ	漢字	住所	(〒)	電話番号()	-
	生年月日	年 月 日	印	住所	(〒)	電話番号()	-
保 証 人	氏名	カナ	漢字	住所	(〒)	電話番号()	-
	生年月日	年 月 日	印	本人との続柄	本人の()		
	生年月日	年 月 日	印	本人との続柄	本人の()		

高等学校等育英奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金について、次の金額を確かに借用いたしました。
なお、この奨学資金につきましては、同条例に従い私並びに保証人が奨学資金を償還することを誓約いたします。

借 用 金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---

借 用 期 間 満 了 事 由	満期	辞退	退学	停止	死亡	その他
-----------------	----	----	----	----	----	-----

借用金額の内訳

借用始期年月	借用終期年月	借用月数	借用月額	借用金額
年 月分	年 月分	月	円	円
~				
~				
~				
~				
合 計				

備考

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

様式第11号 (第18条関係)

償 還 免 除 申 請 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

奨学生であった者の氏名		奨学生番号	
奨学生であったとき在学していた学校名		卒業(退学)年月	年 月 日 (卒 業 ・ 退 学)

申請者	氏名	カナ		住所	
	漢字	印	(〒)		電話番号() -
申請者が本人以外の場合、本人との続柄				本人の()	

保証人	氏名	カナ		住所	
	漢字	印	(〒)		電話番号() -

高等学校等育英奨学資金貸付条例第10条の規定により、次のとおり奨学資金の償還を免除されたいので申請します。

借 用 金 額	円
償 還 金 額	円
償 還 済 額	円
償 還 未 済 額	円
償還免除申請額	円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで 月
申 請 理 由	
添 付 書 類	

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親権者等	氏名		印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)			

様式第12号(第20条関係)

償 還 明 細 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

奨学生番号

本 人	学校名	立		高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏名	カナ	住所	(〒)	電話番号()	-	
保 証 人	氏名	カナ	住所	(〒)	電話番号()	-	
	氏名	漢字	印				

次のとおり、高等学校等育英奨学資金を償還します。
 万一、奨学資金の償還を怠った場合には、償還期限にかかわらず、償還未済額の全額に対する一括償還の請求を受けても異議を申し立てません。

償 還 金 額	円					
償 還 期 間	年 月から		年 月まで			
償 還 方 法	償還期日	償還年数	回数	割賦金	最終割賦金	償還合計
年賦償還	イ	毎年 月の 日	年 回	円	円	円
半年賦償還	ロ	毎年 月と 月の 日				
月賦償還	ハ	毎月 日				
併用償還	ニ	月賦分	毎月 日			
		半年賦分	毎年 月と 月の 日			

※希望する償還方法(イ～ニ)に○印を付すること。

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

様式第13号 (第20条関係)

償 還 方 法 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

奨学生番号

本 人	奨学生であったとき 在学していた学校名		卒業(退学) 年月	年 月 日 (卒 業 ・ 退 学)
	カナ	漢 字	印	住 所
保 証 人	カナ	漢 字	印	住 所

次のとおり、高等学校等育英奨学資金の償還方法を変更したいので、承認してください。
 万一、奨学資金の償還を怠った場合には、償還期限にかかわらず、償還未済額の全額に対する一括償還の請求を受けても異議を申し立てません。

償 還 金 額	円					
償 還 済 額	円					
償 還 未 済 額	円					
償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 年 数	回 数	割 賦 金	最 終 割 賦 金	償 還 合 計
新	イ	年 賦 償 還	毎 年 月 の 日	年	回	円
	ロ	半 年 賦 償 還	毎 年 月 と 月 の 日			
	ハ	月 賦 償 還	毎 月 日			
	ニ	併 用 償 還	月 賦 分: 毎 月 日 半 年 賦 分: 毎 年 月 と 月 の 日			
旧	/					
償 還 方 法 を 変 更 す る 理 由						

※「新」の欄には希望する償還方法(イ～ニ)に○印を付し、「旧」の欄には現在の償還方法を記入すること。

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏 名	印	本人との続柄	本人の()
	住 所	(千)		

様式第14号 (第21条関係)

償 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

奨学生番号

本 人	奨学生であったとき 在学していた学校名		卒業(退学) 年月	年 月 日 (卒 業 ・ 退 学)
	氏 名	カナ 漢 字 印	住 所	(千) 電話番号() -
保 証 人	氏 名		住 所	(千) 電話番号() -
	氏 名	カナ 漢 字 印	住 所	(千) 電話番号() -

高等学校等育英奨学資金貸付条例第12条第()項の規定により、奨学資金の償還を猶予されたいので申請します。

借 用 金 額	円
猶 予 申 請 期 間	年 月 から 年 月 まで (最 長 1 年 間 と す る 。 た だ し 、 「 1 在 学 中 」 の 場 合 は 、 当 該 年 度 限 り と す る 。)
申 請 理 由	理由コード番号
	その他の場合の 具体的理由
理由コード	1 在学中 2 災害 3 傷病 4 経済的困窮 5 資格修得のため未就労 6 進学準備のため未就労 7 その他
理 由 発 生 年 月 日	年 月 日 (「 1 在 学 中 」 の 場 合 は 、 当 該 年 度 の 4 月 1 日 と す る 。)
同 一 理 由 に よ る 過 去 の 猶 予 期 間	年 月 から 年 月 まで
添 付 書 類	

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏 名	印	本人との続柄	本人の()
	住 所	(千)		

様式第15号の1 (第22条関係)

(一 般)

奨 学 生 異 動 届

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号

本 人	学校名	立			高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏名	カナ漢字	印	住所	(〒)	電話番号()	-	
保 証 人	氏名	印						

異動年月日	年 月 日	←異動の生じた(る)年月日を記入すること。
-------	-------	-----------------------

	異動種別	異 動 内 容 等	異 動 理 由
<input type="checkbox"/>	休 学	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
<input type="checkbox"/>	復 学	年 月 日復学	
<input type="checkbox"/>	転 学	年 月 日から へ転学	
<input type="checkbox"/>	転 籍	年 月 日から へ転籍	
<input type="checkbox"/>	退 学	年 月 日退学	
<input type="checkbox"/>	停 学	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
<input type="checkbox"/>	長期学習中断	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
<input type="checkbox"/>	同一学年履修	年 月 日から 年 月 日まで(第 学年)	
<input type="checkbox"/>	辞 退	年 月 日辞退	

↑ 該当箇所には○印を付すること。

※ 貸付けが終了する者のみ記入すること。

奨学資金の貸付けを受けた期間	年 月分から	年 月分まで
----------------	--------	--------

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

学 校 長 証 明	上記のとおり相違ありません。				年 月 日
	学 校 名				印
	学 校 長 名				

学校担当者名	電話番号	() -
--------	------	-------

様式第15号の2 (第22条関係)

(住所・氏名変更)

奨学生異動届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号

本 人	学校名	立		高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏名	カナ 漢 字	印	住 所	(〒)	電話番号()	-
保 証 人	氏名	印					

変更が生じたもの

本 人・保証人・父・母・未成年後見人 (該当するものに○印)

変更が生じた年月日

年 月 日

変 更 後	<input type="checkbox"/>	フリガナ 住 所	(〒)
	<input type="checkbox"/>	電話番号 フリガナ 氏 名	
	<input type="checkbox"/>	本 籍 地	
	<input type="checkbox"/>	通 学 形 態	自宅通学者 ・ 自宅外通学者

※ 変更のあった項目のみ記入すること。

変 更 前	住 所	
	氏 名	
	本 籍 地	
	通 学 形 態	自宅通学者 ・ 自宅外通学者

添付書類
(変更が本人の場合は不要)

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

親 権 者 等	氏 名	印	本人との続柄	本人の()
	住 所	(〒)		

学 校 長 証 明 (変更が本人の場合)	上記のとおり相違ありません。		年 月 日
	学 校 名		印
	学 校 長 名		
学校担当者名		電話番号	() -

様式第15号の3 (第22条関係)

(住所・氏名変更)

奨学生異動届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号

本	奨学生であったとき 在学していた学校名		卒業(退学) 年月	年 月 (卒業・退学)
人	氏名	カナ 漢字	住所	(〒) 電話番号() -
保	氏名	住所	住所	(〒) 電話番号() -
変更が生じたもの		本人・保証人 (該当するものに○印)		
変更が生じた年月日		年 月 日		
変	<input type="checkbox"/>	フリガナ 住所	住所	(〒)
更	<input type="checkbox"/>	電話番号	電話番号	フリガナ
後	<input type="checkbox"/>	フリガナ 氏名	氏名	フリガナ
更	<input type="checkbox"/>	本籍地	本籍地	本籍地
※ 変更のあった項目のみ記入すること。				
変		住所	住所	住所
更		氏名	氏名	氏名
前		本籍地	本籍地	本籍地
添付書類				
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。				
親	氏名	住所	住所	本人との続柄 本人の()
権		住所	住所	(〒)
者		住所	住所	住所
等		住所	住所	住所

様式第16号の1 (第22条関係)

奨 学 生 死 亡 届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり奨学生が死亡したので、届け出ます。

奨学生番号

奨 学 生 本 人	学校名	立		高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏名	カナ		住所	(〒)	電話番号()	-
		漢 字					

死亡年月日	年 月 日
死 因	

届 出 人	氏名	カナ		住所	(〒)	電話番号()	-
		漢 字		印			
	奨学生との続柄		奨学生本人の()				

保 証 人	氏 名	印
-------------	--------	---

学 校 長 証 明	上記のとおり相違ありません。		年 月 日
	学 校 名		印
	学 校 長 名		

学校担当者名	電話番号	() -
--------	------	-------

様式第16号の2 (第22条関係)

奨 学 生 死 亡 届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり奨学生であった者が死亡したので、届け出ます。

奨学生番号

奨 学 生 で あ っ た 者	氏	カナ		住	(〒)	電話番号()	-
	漢	字		所			
死亡年月日		年 月 日					
死 因							
添付書類							
届 出 人	氏	カナ		住	(〒)	電話番号()	-
	漢	字		所			
		印					
		奨学生との続柄	奨学生本人の()				
保 証 人	氏	名		印			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年六月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 橋 俊 一

○人事委員会規則八・七・十一

人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(育児休業条例第二条第四号イ③)の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第二条 育児休業条例第二条第四号イ③の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が

三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で

一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

(育児休業条例第二条第三号ロの人事委員会規則で定める場合)

第三条 育児休業条例第二条の二第三号ロの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 育児休業条例第二条の二第三号ロに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われな
- い場合
- 二 常態として育児休業条例第二条の二第三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって

当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合

ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合

二 八週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

第六条の次に次の一条を加える。

(育児休業条例第十九条第二号ロの人事委員会規則で定める非常勤職員)

第七条 育児休業条例第十九条第二号ロの人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示第九号

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十四年人事委員会告示第四号(人事委員会の権限(職員の育児休業等に関する規則)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十三年六月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 橋 俊 一

- 一 二の(一)中、「第二条第一号ト②」を、「第四条第一号ト②」に改め、同(一)中、「第二条第一号ト③」を、「第四条第一号ト③」に改め、同(二)中、「第二条第二号及び第三条第二号」を、「第四条第二号及び第五条第二号」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年六月二十七日